

人間環境大学研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学(大学院を含む、以下「本学」という)に所属する教員、大学院学生、学部学生、研究生等(以下、「研究者」という)が行う、人および動物を対象とする各種研究が、国際的及び国内的な規範、規約、法令、指針等、ならびに本学が別に定める規範、規程、指針等に従って行われ、その趣旨に沿った倫理的配慮の下で適切に実施されるために必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的に沿って必要な審議を行うため、各学部および大学院各研究科に研究倫理審査委員会(以下「委員会」という)を置く。なお、複数の学部、研究科およびキャンパスで共通の委員会を置くことを妨げるものではない。

(所管業務)

第3条 委員会は、学長の諮問機関として次の各号に掲げる事項を所管業務とし、所定の学内手続を経てその運営にあたる。

(1) 本学において行われる人および動物を対象とする研究について、倫理的観点および科学的観点から行う審査に関すること

(2) 本学において行われる人および動物を対象とする研究の適正な実施の確保に関すること

(3) この規程、その他の研究に関する規程規約等の制定、および改廃に関すること

2 前項に規定する審査の申請は、研究者の自己申告によるものとする。ただし、申請のない場合であっても、必要と認められるときは、研究者に対して研究計画の申請を求めることができる。

3 第1項に規定する審査の手続きその他、審査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員会に副委員長を置くことができる。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長および副委員長は、学長が指名する教育職員または事務職員をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 各学部教授会ならびに研究科委員会の構成員若干名

(2) 学外有識者2名以上

2 前項第1号の委員は、学長が指名して委嘱し、同第2号の委員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。

3 委員会の構成は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること

(3) 研究対象者の観点も含め一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること

(4) 委員会の設置されている機関に所属しない者が含まれていること

(5) 男女両性で構成されていること

(6) 5名以上であること

4 委員会が動物を対象とする研究の審査も行う場合は、前項の規定に加えて次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者が含まれていること

(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者が含まれていること

(任期)

第7条 委員長、副委員長および委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員長、副委員長および委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員会)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事および審議を統括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員会は、概ね月1回を原則として、必要に応じて臨時委員会を開催する。

5 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

6 議事につき委員会に委任状を提出した者は、前項の出席者とみなす。

7 議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項と同様とする。

8 議決は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、これによりがたい場合は、出席者の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

9 委員長が必要と認めた場合において、議決を書面または電磁的記録により行うことができるものとする。

10 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査、および議決に加わることはできない。

11 委員会の議事については、議事録を作成し、保存するものとする。

12 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(公表)

第9条 委員会は、前条第11項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性、または知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(公正保持)

第10条 委員会における審査の公正を保持するため、学長、その他の関係者は、委員会の活動の自由および独立が保障されるよう努めなければならない。

2 委員会の委員およびその事務に従事する者は、審査の対象となった研究について、研究対象者等の人権を尊重する観点および当該研究の実施上の観点、ならびに審査の中立性、または公平性の観点から重大な懸念が生じた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、総務課が行う。

(規程の主管部署)

第12条 この規程は、総務人事部が主管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

100 (その他)

101 第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

102

103 附則 この規程は、平成26年5月21日から施行する。

104 附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

105 附則 この規程（改正）は、平成27年9月9日から施行する。

106 附則 この規程（改正）は、平成28年1月8日から施行する。

107 附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。

108 附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

109 附則 この規程（改正）は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用す
110 る。

111 附則 この規程（改正）は、令和3年11月24日から施行する。

112 附則 この規程（改正）は、令和8年4月1日から施行する。